

【様式2】

学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書

私は、独立行政法人日本学生支援機構が実施する学生支援緊急給付金に申請するにあたり、次の①～⑥（留学生は①～⑤及び⑦）の申請要件について、満たしている項目を確認しました。

要件チェック項目	チェック欄(レ)	金額(年額)
①家庭から多額の仕送りを受けていない ※1年生は家庭からの仕送り予定額、2年生以上は2019年度の仕送り年額を記載すること		万円
②自宅外で生活している又は自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない		
③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い。 ※1年生はアルバイトでの収入予定額、2年生以上は2019年度のアルバイト収入額を記載すること		万円
④家庭(両親)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない		
⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む。)が大幅に減少(前月比50%以上)している		
⑥既存制度について以下のいずれかを満たす		
1) 高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」)の第Ⅰ区分の受給者		
2) 新制度の第Ⅱ又は第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金の併給が可能な者にあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者		
3) 新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を行う者であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者		
4) 新制度の対象外であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者		
5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者		
⑦留学生等(日本語学校の生徒を含む)については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が、2.30以上であること 2) 1か月の出席率が8割以上であること 3) 仕送りが平均月額90,000円以下であること(入学金・授業料等は含まない。) 4) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること		

月額ではなく、必ず年額(家賃を含む。授業料は含まない)を記載してください。  
また、仕送り額を確認するため、「預貯金通帳の写し」を証明書類として提出してください。 ※「学生支援緊急給付金申請に係る家計状況等確認フォーム」に記載した金額を記載してください。

自宅外で生活(下宿)している者は、証明書類として「アパート等の賃貸借証明書のコピー」や、自身の住民票の写し(住民票を移している場合)を提出してください。

月額ではなく、必ず年額を記載してください。  
※「学生支援緊急給付金申請に係る家計状況等確認フォーム」に記載した金額を記載してください。

コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合は受給証明書等を提出してください。申請手続き中であり証明できる書類が間に合わないなどの理由で提出できない場合は、その理由を様式1の「申し送り事項」に記載してください。

公的支援措置は受けていないが、家庭の収入が激減したなどの状況であれば、その内容を具体的に申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入してください。

●第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、学部学生を対象に令和2年4月から実施されている高等教育の修学支援新制度における、収入基準に基づく支援区分です。  
第Ⅰ区分：自身と生計維持者の市町村所得割が非課税  
第Ⅱ区分：自身と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満  
第Ⅲ区分：自身と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満  
ですので、大学院生は左欄の1)～3)は該当しません。

2020年1月以降で、アルバイト収入が大きく減少した月が「当月」です。  
(例)  
3月(前月)のアルバイト収入：8万円  
4月(当月)のアルバイト収入：3.5万円

●第一種奨学金とは、日本学生支援機構の貸与型奨学金を指します。  
給付奨学金と併せて受ける場合の貸与月額(上限額)については、日本学生支援機構HPをご覧ください。  
(日本学生支援機構HP「給付奨学金と併せて受ける場合の貸与月額」)  
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/2019ikou.html>

上記の内容に相違ないことを誓約し、申請内容に虚偽があった場合は返金することに同意します。

令和 年 月 日

学校名 \_\_\_\_\_ 学部/研究科名 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

署名: \_\_\_\_\_

●1)及び2)については、自身で基準に合致していると判断すれば結構です。申請後、所属する学部・研究科に確認します。  
●3)の仕送り額、4)の年収が分かる振込口座の預貯金通帳の写しなどの提出が必要です。